

川島町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月  
川島町教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨、現状 . . . . . 1
  
2. 目標 . . . . . 1
  
3. 計画の期間 . . . . . 2
  
4. 実施する業務量管理、健康確保措置の内容 . . 2、3
  
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて 4、5

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

川島町教育委員会は、令和4年1月から「川島町立小・中学校における働き方改革の基本方針」を策定し学校における働き方改革を環境整備したところである。さらに、教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、教育職員が健康的に働き、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、子どもたちの学びをより充実させることを目的としている。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、子どもたちのための教育の質をさらに高めていく。

なお、本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下「給特法」という。)第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。それ以外の職員(事務職員、学校栄養職員等)については、労働基準法第36条で定められた労使協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする。

### (2) 本町の現状

本町では、令和2年3月に、川島町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を策定し、教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内を目標として、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。これまでの取組として、教育課程の見直し、学校行事の精選、校務支援システムの導入、業務の適正化を実施した。

令和6年度の本町における教職員の時間外在校等時間の状況について、は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月37.3時間	53.3%	1.7%
中学校	月33.8時間	35.5%	1.8%
小中合計	月35.5時間	44.0%	1.8%

時間外在校等時間が年平均では、45時間以内の状況はみえるが、月45時間を超える教育職員の割合で見ると44%という結果であり、依然として課

題がある。

業務改善を一層進め、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。こうしたことを踏まえ、給特法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## **2. 目標**

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月の時間外在校等時間が45時間を上回る割合を0%にする。
- ・1年間における1か月時間外在校等時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の取得日数を一人あたり、10日以上にする。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下にする。

## **3. 計画の期間**

- ・令和8年度から令和10年度

※目標・計画については、年度毎に見直しを行う。

## **4. 実施する業務量管理、健康確保措置の内容**

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ・学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動をさらに推進する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において補導された児童生徒の引取りは、保護者が第一義的な責任を負うこととする。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

- ・学校では対応が困難な事案については、町スクールロイヤー及び町顧問弁護士による法律相談などを活用し、専門的な見地から助言を得られる体制を継続する。
- ・学校が単独で抱え込まず、早期に教育委員会へ報告・相談できる体制を周知徹底する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

- ・学校に対して回答を依頼する文書等の量の縮減に努め、校務支援システム等の活用による負担軽減を図る。

○部活動(「3分類」③関係)

- ・休日の部活動の地域展開については、令和10年度までに実施し、平日の地域展開については令和13年度を目途に実施予定である。また、部活動指導員を活用し、教師の負担軽減を図る。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯関係)

- ・校務支援システムの機能を活用することによって、授業準備、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑲関係)

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、臨床心理士による小中学校への支援を実施し、専門職の知見を活かした校内支援体制をさらなる構築を図る。

(2) 学校における措置の推進

○年間総授業時数・週当たり授業時数の適正化

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

○行事の更なる精選・日課表の工夫

- ・当初の狙いが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清

掃時間、頻度の見直しや、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など日課表の工夫を行う。

○勤務時間外の対応

- ・全校設置済みの勤務時間外の留守番電話機能に加え、電話の録音機能の設置も検討を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

○勤務間インターバルの確保

- ・11時間を目安とする「勤務間インターバル」の確保に取り組む。

○ストレスチェックの実施と活用

- ・全教職員にストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

○年次有給休暇の取得促進

- ・年次有給休暇について一人あたり10日以上取得し、長期休業中にまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して促進する。

○定時退勤推奨ウィークの設定

- ・全校で定時退勤推奨ウィークを設置し、時間外在校時間の縮減に取り組む。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

本町では、取組の着実な実行を図るため、以下の内容に取り組む。

(1) 評価・公表

- ・取組の着実な実行を図るため、目標の達成状況について、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告するとともに、本町のホームページで公表する。

(2) 学校への支援・指導

- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、「時間外在校時間」が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。

- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (3) 関係機関・地域との連携
- ・保護者、地域の理解を促進するため、町長部局とも連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。